

## 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの 当面の税務上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。国税庁では、申告所得税等の確定申告について、申告・納付期限を一括延長するなどの措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

税務上の取扱い等の一部について次のとおりご紹介しますが、詳しくは、最新の情報が掲載されている国税庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」をご覧ください。

### 1 確定申告期限の柔軟な取扱いについて ～4月17日以降も申告可能です～

- 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、先般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日(木)まで延長いたしました。
- 昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

### 2 申告・納付等の期限の個別延長

- 法人税などについては、地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方(企業)については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 個別の申請により延長が認められる「やむを得ない理由」の例としては、税務代理等を行う税理士が感染症に感染したことや経理担当部署の社員が感染症に感染したことにより当該部署を相当の期間閉鎖しなければならなくなったことなどがありますが、具体的な事例については、国税庁ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご覧ください。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、ご不明な点がございましたら所轄の税務署(調査課所管法人については所轄の国税局)へご相談ください。

### 3 納付の猶予制度

- 新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。
- 納税者の方の状況に応じた猶予制度をご案内させていただきますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。